

「権堂クラフトマルシェ」出展規約

長野市権堂商店街協同組合

1. 開催主旨

街のにぎわいづくりを目的とし、商店街と市民による参加者主導のクラフトマルシェとします。出展者各位におかれましても和やかで円滑なクラフトマルシェの運営にご協力をお願い致します。

2. 出店条件

- (1) 開催日時 毎月第3日曜日 10時～15時頃まで
- (2) 開催場所 ごん堂広場（イトーヨーカ堂長野店正面入口前・権堂アーケード通り沿い）、長野市権堂イーストプラザ市民交流広場ほか
- (3) 出店区画 40区画（シート・タープテント等は各自でご用意ください）
- (4) 参加料 1ブース（3.0m×3.0m）、2,000円（当日受付にて支払）
※お支払いいただいた参加料は天候等の如何に係らず、返却は致しません。
- (5) 申込期間 開催日の2か月前から申込開始、開催日2週間前の金曜日に締め切り。
- (6) 受付場所 長野市権堂商店街協同組合事務所
（長野市権堂町2208（秋葉神社西）、電話・Fax 026-232-1967）
- (7) 受付開始 9時00分
- (8) 搬入 受付で区画の決定を受けた後、搬入となります。また、現場まで車でいらっしまった場合、一般の有料駐車場からの搬入となります。周辺道路は駐車禁止です。
- (9) 駐車場 会場には、無料駐車場がありませんので、近くの有料駐車場をご利用ください。
※イトーヨーカ堂南側の「西澤パーキング」は当組合事務所で割引駐車券を販売しております。
- (10) 出店取消 出店を取りやめる場合は、開催日前々日（金曜日）までに組合事務所へ連絡をお願い致します。

3. 取り決め事項

- (1) 販売する商品は、原則として、出展者の「手づくり」のものであることとします。申込時に書面で出展内容の確認をさせていただき、主旨にそぐわない内容の出展はお断りすることがあります。

- (2) 火気を使った出展販売および現場調理は、あらかじめ事務局の許可を受けた上で、細心の注意をはらって行ってください。火気の取り扱いについて、事務局が不相当とみなした場合は出展を中止していただくことがあります。その際、いただいた参加料をお返しすることはできません。
- (3) 開催当日は出店申込者本人が参加し、販売・出品に従事してください。参加権の販売や譲渡は無効とします。
- (4) 出店場所は事務局の指示に従ってください。(身障者や高齢の方は配慮しますので受付時に申し出てください)
- (5) 小雨決行。中止の場合は、当組合ホームページ (<http://nagano-gondo.com/>) および「権堂クラフトマルシェ」のフェイスブックページでお知らせします。
(当事務所からの中止連絡はいたしません。)
- (6) 喫煙される方は灰皿の持参と吸殻の持ち帰りをお願いします。また、周囲の安全に十分留意願います。
※長野市権堂イーストプラザ市民交流センターは全面禁煙となります。
- (7) 会場の樹木・設備等を利用してのディスプレイは、原則としてできません。また、広場内の路面や設備に損傷等を与えた場合は、補償を求めることもあります。
- (8) 自分の出展ブースとその回りは出店者自身の清掃範囲です。必ず清掃をして集めたゴミや売れ残りの商品はお持ち帰りください。
- (9) 開催時間内に退場する場合は、その旨事務所へお知らせください。
- (10) 会場内における盗難や紛失、商品や販売についてのトラブル等は十分ご注意ください。トラブルに関して自己責任でお願いします。トラブルに関する責任は主催者側では負いかねます。

4. 販売や取引の禁止事項

クラフトマルシェの主旨にそぐわないものや応募時に申請をしていない物品を販売していた場合、販売を止めて頂きます。

以上の決まりごとを守って頂けない方、当組合の指示に従って頂けない方は、即時退場して頂くことがあります。

クラフトマルシェは皆さんと共に楽しむイベントです。お互いのマナーを大切に楽しい時間を過ごせるよう心掛けましょう。